

## 浦安市とイオン株式会社との包括連携協定

浦安市（以下「甲」という。）とイオン株式会社（以下「乙」という。）は、相互の連携を強化し、浦安市内の一層の活性化と市民サービスの向上を図るため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

**第1条** 本協定は、甲及び乙が相互に緊密に連携することにより、双方の資源を有効に活用した協働による活動を推進し、浦安市内の一層の活性化と市民サービスの向上に資することを目的とする。

（連携事項）

**第2条** 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し、協力する。

- （1）子育て支援及び青少年の健全育成に関すること。
- （2）健康増進・食育及び食の安全に関すること。
- （3）高齢者・障がい者の支援に関すること。
- （4）教育・文化・スポーツの振興に関すること。
- （5）環境保全・緑化推進に関すること。
- （6）くらしの安心・安全に関すること。
- （7）災害対策に関すること。
- （8）商業・観光の振興に関すること。
- （9）市政情報の発信に関すること。
- （10）ICカードの活用に関すること。
- （11）その他地域の活性化及び市民サービスの向上に関すること。

2 甲及び乙（乙の指定する乙の関係会社を含む。）は、前項各号に定める事項を効果的に推進するため、定期的に協議を行うものとする。また、具体的な実施事項については、甲乙合意の上、決定する。

3 乙は、本条に定める事項の一部を、甲との協議により乙の関係会社に実施させることができる。

（協定の見直し）

**第3条** 甲又は乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

(期間)

**第4条** 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する1ヶ月前までに、甲又は乙が書面により特段の申出を行わないときは、有効期間が満了する日から1年間この協定は更新され、その後も同様とする。

(その他)

**第5条** 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し、疑義等が生じた場合は、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名捺印の上、各1通を保有する。

平成27年12月1日

甲 千葉県浦安市猫実一丁目1番1号  
浦安市  
浦安市長 松崎 秀樹

乙 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1  
イオン株式会社  
代表執行役社長 岡田 元也